

医政発 0703 第 2 号
平成 30 年 7 月 3 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」
の一部改正について

医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修については、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について」（平成 26 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 36 号厚生労働省医政局長通知）において、5 年以内に所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされており、これを踏まえ、本年 3 月 30 日に医道審議会医師分科会医師臨床研修部会において制度見直しの報告書を取りまとめたところである。

今般、当報告書を踏まえ、別添のとおり「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 15 年 6 月 12 日付け医政発第 0612004 号厚生労働省医政局長通知）の一部を改正し、平成 32 年（2020 年）の 4 月 1 日より施行（ただし、通知第 2 の 4（臨床研修病院の指定の申請）及び 9（研修プログラムの変更又は新設の届出）については、平成 30 年 7 月 3 日より施行）することとしたので、貴職におかれては、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

なお、当報告書の内容のうち都道府県への権限移譲及び募集定員に関する改正については、本年度末を目途に別途通知する予定なので、ご承知おき願いたい。